

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
原子力科学研究所原子炉施設保安規定  
と審査基準との整理表

第2編 放射線管理

令和4年9月

原子力科学研究所原子炉施設保安規定と審査基準との整理表（第2編放射線管理）

審査基準（関係のある箇所を黄色で示す。）	変更後（変更箇所は図の一部のみ）	備考
試験炉規則第15条第1項第1号～7号（省略）	【原科研原子炉施設等保安規定第2編（放射線管理）】	本申請の範囲外
<p>試験炉規則第15条第1項第7号</p> <p><b>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</b></p> <p>1. ～8.（省略）</p> <p>9. <b>周辺監視区域を明示</b>し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。</p> <p>10.（省略）</p>	<p>第4節 周辺監視区域の管理 （周辺監視区域の指定）</p> <p>第18条 周辺監視区域は、別図第1に示すとおりとする。 （周辺監視区域の管理）</p> <p>第19条 核物質管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>2 核物質管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく又は、別記様式に示す標識を設け、周辺監視区域に業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限しなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 核物質管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し、保安上必要な注意を与えなければならない。</p>	<p>左記のとおり周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められている。</p>

審査基準（関係のある箇所を黄色で示す。）	変更後（変更箇所は図の一部のみ）	備考
<p>試験炉規則第15条第1項第8号～21号（省略）</p>	<p>別図第1 周辺監視区域</p>	<p>東海第二発電所の新規規制基準適合に係る安全対策工事の作業用地確保に伴い周辺監視区域の変更</p> <p>本申請の範囲外</p>